

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第198号

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「総合企画局長」を「総合企画局市民協働・国際化推進担当局長（以下「市民協働・国際化推進担当局長」という。）」に改め、同条第2項第1号ア及びイ並びに第2号イ中「総合企画局長」を「市民協働・国際化推進担当局長」に改める。

第25条中「総合企画局長」を「市民協働・国際化推進担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(総合企画局政策企画室)